

令和3・4年度 福井県建設工事等競争入札参加者資格審査における
格付け基準点および技術者要件について

福井県建設工事等競争入札参加資格審査事務処理要領第8条に規定する基準点については次のとおり定める。

1 県内業者および県内に主たる営業所を有する建設業者で構成された経常建設共同企業体

業種 \ 等級	A	B	C	D
土木一式	920 以上	780 以上	650 以上	650 未満
建築一式	850 以上	720 以上	650 以上	650 未満
電気	800 以上	710 以上	710 未満	—
管	840 以上	700 以上	700 未満	—
鋼構造物	850 以上	700 以上	700 未満	—
舗装	810 以上	810 未満	—	—
上記以外の業種	基準点を設けない。			

2 県外業者および県外企業体

業種 \ 等級	A	B	C
土木一式・建築一式	1100 以上	900 以上	800 以上
電気・管・鋼構造物	950 以上	850 以上	700 以上
舗装	900 以上	700 以上	—
上記以外の業種	700 以上		

福井県建設工事等競争入札参加資格審査事務処理要領第9条に規定する技術者要件については次のとおり定める。

1 県内業者および県内に主たる営業所を有する建設業者で構成された経常建設共同企業体

	土木一式	建築一式
A	経営事項結果通知書(※)に記載された土木一工事に係る1級技術者の数が5以上	経営事項結果通知書(※)に記載された建築一工事に係る1級技術者の数が3以上
B	経営事項結果通知書(※)に記載された土木一工事に係る技術者の数の合計が3以上(うち1級技術者の数が1以上)	経営事項結果通知書(※)に記載された建築一工事に係る技術者の数の合計が2以上(うち1級技術者の数が1以上)
C	経営事項結果通知書(※)に記載された土木一工事に係る技術者の数の合計が2以上	経営事項結果通知書(※)に記載された建築一工事に係る技術者の数の合計が2以上
D	—	—

※経営事項結果通知書は申請時における審査基準日前一年以内に終了する事業年度を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書